

## 安全運転管理ノススメ

### 社有車事故と企業責任

#### はじめに

10月に入り、まだ暑い日もありますが、朝晩は涼しく過ごしやすくなりました。秋は行楽のシーズン。自動車を使って行楽に出かける方も多いと思います。自動車は、人や物を安全に目的地まで運んでくれる文明の利器です。しかし、ひとたび自動車事故が発生すると、当事者が負うべき責任が発生します。特にそれが社有車の場合は、運転者ばかりではなく、企業にも責任が及ぶことがあります。そこで今月は社有車事故と企業責任について説明します。

#### 企業を取り巻くリスクと 社有車事故

企業の事業活動には火災、地震、労働災害など様々なリスクがあります。そのうち社有車事故は他のリスクと比べ、発生頻度が高いと言えます。社有車事故が発生すると企業は被害者への賠償、財物の損壊、人材の喪失による支出の増加、売上機会の損失といった悪影響を受けることがあります。特に、第三者や従業員は謝罪やお見舞いなどの道義的責任以外にも「刑事上」「行政上」「民事上」の責任を負うことになります。なお、これらの責任は運転者のみならず、その使用者である企業にも及ぶことがあります。以下、企業の責

SOMPOリスクマネジメント株式会社  
ニアプロフェッショナル

#### 落合　律

理に関する責任を厳しく追及され、社会的な信用の失墜につながることがあります。そのため、社有車事故の防止の取組は、企業のリスク管理にとって重要な課題と言えます。  
社有車事故により発生する  
企業の責任

社有車事故を起こした場合、運転者は謝罪やお見舞いなどの道義的責任以外にも「刑事上」「行政上」「民事上」の責任を負うことになります。なお、これらの責任は運転者のみならず、その使用者である企業にも及ぶことがあります。以下、企業の責

## 1 刑事上の責任

刑事上の責任とは、道路交通法等の法令を違反した場合に刑罰を受けすることです。企業に対する刑事上の責任としては、自動車の使用者等(使用者や安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含みます)は、運転者に対して無免許運転、最高速度違反、酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無資格運転、積載制限違反、放置駐車違反を下命・容認してはならないと定められています。こうした



イラスト・本田牧子

違反行為を行った運転者だけではなく、下命・容認した使用者等も拘禁刑や罰金の刑事処分を受けます。

ここで注意すべきは容認です。例えば、安全運転管理者が運転者に対して行わなければならぬアルコール検知器を用いた酒気帯び確認を不十分なまま運転を容認した結果、酒気帯びで運転者が社有車事故を起こしてしまった場合などがこれに該当することがあります。

なお、下命・容認に対する罰則は、違反行為を行つた運転者に対する罰則と同等です。例えば酒酔い運転の下命・容認に対する罰則は、5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金となります。

## 2 行政上の責任

企業に対する行政上の責任として、社有車の使用制限命令や安全運転管理者の解任命令等がありますが、ここでは公安委員会による社有車の使用制限命令の概要について説明します。

- (1) 下命・容認に係る自動車の使用制限命令(道路交通法75条第2項)

自動車の使用者が、道路交通法第75条第1項に規定する違反行為を下命・容認し、運転者が当該違反行為を行つた場合は、当該自動車の使用者は、違反の種類に応じて6ヶ月を超えない範囲で自動車の使用制限命令を受けることがあります。

(2) 反復違反行為に係る車両の使用制限命令(道路交通法75条の2第1項、第2項)

使用制限命令の対象となる反復違反行為は、最高速度違反、積載制限違反、過労運転及び放置駐車違反(違法駐車のうち、運転者がその車両を離れていて、直ちに運転できない状態にあるものを言います)の四つです。公安委員会からの改善指示を受けたにもかかわらず当該違反行為を繰り返した場合は、使用者は、3か月を超えない範囲で車両の使用制限命令を受けることがあります。なお、使用者が責任を追及されても放置違反金の納付を行わない場合は、所定の手続きを経て、車両の使用制限命令、車検拒否、滞納処分(財産の差押え等)の措置を受けることになります。

### 3 民事上の責任

企業に対する民事上の責任は、民法第715条による「使用者責任」

があり、被用者が使用者（企業）の業務執行中に第三者に損害を与えた場合には、その責任を問われます。

すなわち業務執行中に従業員が事故を発生させ、それが民法第709条の「不法行為責任」の要件を満たす

場合には、その事故の損害賠償責任が使用者である企業にまで及ぶことがあります。また、企業が事故を起こした自動車の自動車損害賠償保障



法第3条に規定されている「運行供用者（※）」である場合にも、損害賠償責任が及びます。

※運行供用者：自己のために自動車を運行の用に供する者。なお、運行供用者の責任は「被害者保護」

が徹底されており、以下の3要件をすべて立証しなければその責任

を免れることはできないとされることは、非常に困難です。

・自己及び運転者が、自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと

・被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があつたこと

・自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかつたこと

**業務に関連した従業員のマイカー事故**

社有車以外にも従業員のマイカー事故についてもそれが業務に関係する場合、留意する必要があります。業務中にマイカーを利用した事故であれば、運転者のほか企業にも責任

が発生します。また、通勤途上のマイカー事故でも企業の責任が認めら

れる場合があります。そのため、業務や通勤に関連した従業員のマイカー利用には一定の許可基準を定めるとよいでしょう。

### おわりに

特に近年では、企業の社会的責任として「サステナビリティ」（持続可能な社会形成）への取組の進展や「SDGs」（持続可能な開発目標）などが着目され、交通安全もそれらの取組の一つに位置付けられています。このように、管理者の皆さま方の日頃の社有車事故防止活動はとても重要です。引き続きよろしくお願ひいたします。

（おちあい・りつ）

参考文献  
損害保険ジャパン「自動車事故と企業責任」